

## J R北海道・J R四国・J R貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書

J R三島会社は、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策により赤字補填を行う形で設立されたが、とりわけJ R北海道及び四国は、少子高齢化や地方の過疎化が急速に進む中、基金の運用益が大きく減少しながらも、各社の努力で経営を維持してきたのが実態であり、J R貨物も厳しい経営状況が続いている。

そのような状況のなか、平成23年度から、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の支援が実施され、平成28年度から、J R北海道及び四国に対して安全対策面での財政的支援が追加で行われているが、厳しい経営状況に変わりはない。

こうした中、平成29年3月末に、J R北海道、四国及び貨物に対する経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が適用期限切れを迎える。東日本大震災等の教訓や地方創生・観光立国・地球環境問題への対応といった観点から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中、未だ完遂されていない完全民営化に向けて、税制特例措置の適用延長は必須であり、J R発足30年を機に支援措置の恒久化を図り、当該各社の安定的な運営と地域交通や鉄道貨物ネットワークの維持・発展への道筋を明らかにすることが必要である。

よって、平成29年度の税制改正において、次の事項が実施されるよう強く要望する。

### 記

- 1 J R北海道、四国及び貨物に対する固定資産税、都市計画税等を減免する特例措置の継続及び恒久化を図ること。
- 2 J R北海道をはじめ、旅客鉄道事業各社が低炭素型車両の着実な導入を促進するための固定資産税に係る特例措置（いわゆる「新車特例」）を継続すること。
- 3 自然災害の多頻度化・大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設・設備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること。
- 4 老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修にむけた支援スキームの拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年9月14日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣